第2期千葉市財政健全化プラン [平成26年度~29年度]

平成 2 6 年 3 月 千 葉 市

目 次

_	財	†政健全化プランについて	
	1	策定の趣旨 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	2	計画期間	1
	3	推進にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
=	第	5.1期財政健全化プランの総括 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
Ξ	本	市財政の現状と課題	
	1	これまでの都市基盤整備などによる財政負担	4
	2	大きな伸びを見込めない市税収入	7
	3	増加し続ける扶助費	8
	4	政令市ワーストの財政健全化判断比率	9
((参	考) 財政収支見通し 1	l 1
四	財	政健全化の対策(取組項目と数値目標)	
主	三要	目標	1 2
	1	将来に向けた財政健全化への取組み ・・・・・・・・・]	1 4
	2	歳入確保対策	1 8
	3	歳出削減対策 2	2 2
	4	数値目標 2	2 7
	5	取組みによる効果 2	2 8
五	将	子来にわたり自立し持続可能な都市となるために ··· 2	2 9

- 財政健全化プランについて

1 策定の趣旨

(1) 第1期財政健全化プラン (平成22年度~25年度)

平成4年の政令市移行を契機として、都市基盤の整備に積極的に取り組むため、税収を大きく超える予算を組み続けてきた結果、市債残高は増加し、基金が枯渇するなど財政の硬直化を招くとともに、市債の償還がピークを迎えている中で、景気の急激な悪化に伴う市税収入の大幅な減少などが重なったため、多額の収支不足が見込まれました。

この収支不足に対し、これまでのように市債や基金からの借入れに過度に依存した財政運営を続けると、財政の健全化判断比率である実質公債費比率が、平成 24 年度には早期健全化基準の 25%を超える可能性があるなど、危機的な状況に直面しました。

このような背景から、平成 21 年 10 月、この財政危機を乗り越え、安定した収支バランスを確保するためには、市民と市が協力して取り組む必要があることを「脱・財政危機宣言」として発するとともに、最も厳しい数年間を乗り越え、財政危機を脱するため、平成 22 年 3 月に「財政健全化プラン(平成 22 年度~25 年度)」(以下「第 1 期プラン」という。)を策定し、全庁一丸となって取り組むこととしました。

(2) 第2期財政健全化プラン (平成26年度~29年度)

第1期プランに掲げた各項目に取り組んだ結果、実質公債費比率は今後も高い水準で推移するものの、25%を下回ることが確実になるなど着実に効果が得られており、脱・財政危機の第1ステップはクリアすることができました。

しかしながら、市税収入は大きな伸びを見込めない中で、義務的経費である扶助費は 増加の一途をたどるなど、今後も厳しい財政状況が続きます。

そこで、「第2期財政健全化プラン(平成26年度~29年度)」(以下「第2期プラン」という。)では、第1期プランに引き続き市税等の歳入確保や事務事業の見直しによる歳出削減、市債残高の削減や健全化判断比率の改善など財政健全化に向けて取り組んでまいります。

特に、第2期プランにおいては、本市の財政運営や財政健全化に向けて大きな影響を与える市債残高など4つの債務の総額を「主要債務総額」とし、計画期間内での大幅な削減を目指します。

2 計画期間

第2期プランの計画期間は、平成26年度から29年度までの4年間とします。

3 推進にあたって

本プランの推進にあたっては、取組みの主体となる各局・区役所などが共通の認識に立つとともに、全職員の更なる意識改革を図り、全庁一丸となって財政健全化に向けて取り組みます。

また、本プランの取組結果については毎年度公表するとともに、外部委員による第三者 評価を実施します。

なお、本プランの推進は、行政内部のみで成し得るものではなく、議会や市民の皆様の ご理解とご協力が必要です。そのため、よりわかりやすい情報、より多くの情報をご提供 できるよう、情報公開をこれまで以上に積極的に行います。

【参考】第2期プラン策定に至るまでの概略

政令市移行期に道路や下水道、公園などの都市基盤を積極的に整備

市道の延長

 $H4: 2,685 \text{km} \rightarrow H20: 3,102 \text{km} (+417 \text{km})$

都市公園面積

 $H4:606ha \rightarrow H20:845ha (+239ha)$

下水道普及率

 $H4:69.4\% \rightarrow H20:97.1\% (+27.7\%)$

公共施設(ハコモノ)の延床面積

 $H4: 2,036 + m^2$ → $H20: 2,594 + m^2 + 558 + m^2$)

→ その結果・・・

市債残高(借金)が急増し、実質公債費比率が25%を超える可能性が生じる

市債残高

H4:3,682 億円 → H20:1 兆 809 億円 (+7,127 億円)

このままの財政運営では 早期健全化団体に転落する可能性



平成 21 年 10 月 脱 助 放 危機宣言

平成22年 3月 第1期プランを策定

財政危機を乗り越えるため、財政健全化への様々な取組みを実施



実質公債費比率 25% 超えの危機を解消し、脱・財政危機の第1ステップをクリア!!

平成 26 年度~29 年度

公債費(市債の元利償還金)や扶助費が増加するなど、今後も財政健全化に向けた 取組みが必要

第2期財政健全化プランを策定

ニ 第1期財政健全化プランの総括

財政健全化に向けた様々な取組みを行った結果、平成 22 年度から 25 年度は、予算編成時に見込まれていた収支不足を解消することができました。また、市債発行を抑制した結果、平成 25 年度末の建設事業債等の残高は、平成 21 年度と比べて 800 億円以上圧縮される見込みとなるとともに、実質公債費比率や将来負担比率は継続して改善しており、全体としては着実に取組みの効果が得られていると考えています。

【図表1】 数値目標として掲げた項目の進捗状況

	項目		H21	H22	H23	H24	数値目標(H25)
	市税		92.3%	92. 7%	93. 2%	93.6%	94. 5%
徴	国民健康保険料	*	69.3%	68.8%	69. 3%	71.6%	72. 2%
収	保育料	*	93. 1%	93. 7%	94. 0%	94. 4%	94. 8%
率	住宅使用料		78. 1%	78. 3%	78. 3%	77. 1%	83. 0%
	下水道使用料		93. 9%	94. 3%	94. 3%	94. 5%	95. 0%
定	定員の削減 ※		6, 166人 (H22. 4. 1)	6, 085人 (H23. 4. 1)	5,998人 (H24.4.1)	5, 940人 (H25. 4. 1)	H22.4.1総定員(普通会計) をH26.4.1までに250人削減
(中	補助金の削減 (中小企業資金融資利子補給金及び 企業立地促進事業補助金を除く)		7, 431百万円	7,319百万円 (ム1.5%)	7,493百万円 (+0.8%)	7,389百万円 (△0.6%)	H21を基準として、恒常的 な補助金を10%以上削減
市債発行の抑制 ※			241億円	204億円	164億円	176億円	建設事業債(普通会計)を 各年度190億円以内に抑制 (H23までは210億円以内)
市	「債残高の圧縮	*	9,310億円	9,173億円 (ム137億円)	8,870億円 (△440億円)	8,631億円 (△680億円)	H21を基準として、建設事 業債等(全会計)の残高を 800億円以上圧縮
経常収支比率の低減		99. 2%	97. 7%	96. 3%	97. 5%	94.5%以下に低減	
実質公債費比率の抑制 ※		21.1%	21. 4%	20. 5%	19. 5%	25%を確実に下回る	
将	来負担比率の低減		306. 4%	285. 3%	268. 5%	261.1%	230%以下に低減

^{「※」}については、目標を達成できる見込みです。

三 本市財政の現状と課題

※以下の図表 $2\sim14$ における数値は普通会計 *1 ベースであり、H24 以前は決算額、H25 及び H26 は当初予算額、H27 以降は推計値です。

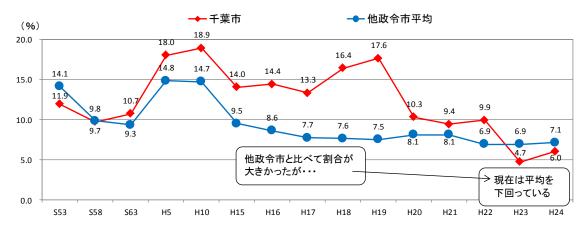
1 これまでの都市基盤整備などによる財政負担

(1) 市債発行

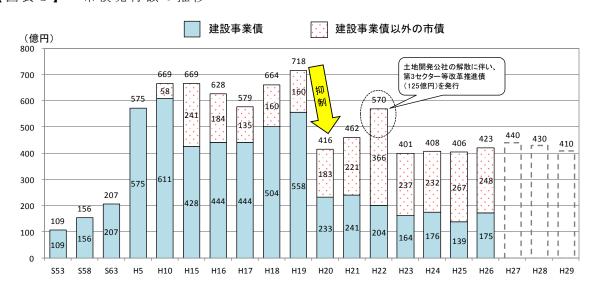
本市では、平成 4 年の政令市移行を契機に道路や下水道などの都市基盤整備を積極的に推進してきた結果、建設事業の財源となる市債の割合が、他政令市と比べて大きくなりました。(図表 2 参照)

現在は、都市基盤整備が一段落し、第 1 期プランや公債費負担適正化計画^{※2} に基づき建設事業債の発行を大幅に抑制しているため(図表 3 参照)、市債の割合は他政令市を下回っています。

【図表2】 歳入決算額に占める市債(臨時財政対策債を除く)の割合の推移



【図表3】 市債発行額の推移



※1 普通会計 地方公共団体間の財政指標の比較をしやすくするために設けられた統一的な会計区分。本市では、一般会計に都市計画土地区画整理事業特別会計、市街地再開発事業特別会計などを加えたもの。

※2 公債費負担適正化計画 実質公債費比率 18%以上の地方公共団体が、総務省から市債の許可を受ける際に策定を義務付けられている計画であり、総務省はこの計画の内容・実施状況を勘案し、市債の発行を許可する。

(2)公債費

過去に発行した市債の元利償還金である公債費や債務負担行為*1 による支出が大きな負担となっています。(図表4参照)

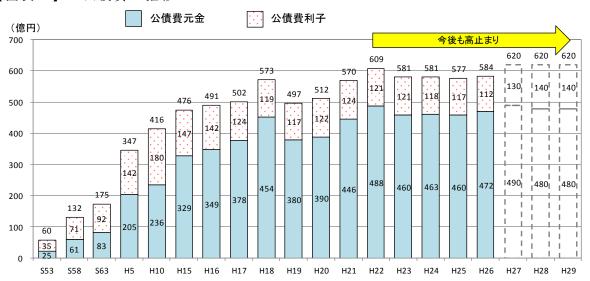
公債費は、平成 22 年度に 600 億円を超え今後も高止まりする見込みですが (図表 5 参照)、市債残高は、臨時財政対策債が増加するものの、第 1 期プランなどに基づき建設事業債の発行を抑制した効果により減少していく見込みです。 (図表 6 参照)

【図表4】 市民1人あたりの市債残高と債務負担行為支出予定額(H24末)

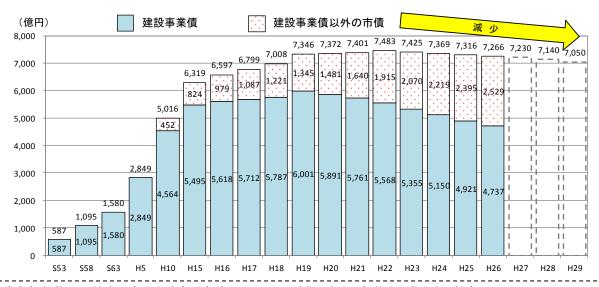
(千円)

区分	区分千葉市		他政令市平均
市債残高 (市民1人あたり)	769	15位/20市	619
債務負担行為支出予定額 (市民1人あたり)	43	12位/20市	40

【図表5】 公債費の推移



【図表6】 市債残高の推移



(3)基金

50

45

S53

厳しい財政状況に対応するため基金の取り崩しを行ってきた結果、基金残高は急速 に減少しており、現在は多額の基金の取り崩しを行うことは不可能な状況です。(図表7参照)

また、平成 15 年度から財源不足を補てんするため、基金の本来の目的を損なわない 範囲で、基金からの借入れを継続的に実施しており、その結果、借入残高が増加してい ます。 (図表 8 参照)

その他特定目的基金 (億円) 財政調整基金 ※1 300 281 272 250 94 71 200 155 150 150 271 多額の取り崩しは不可能 100 189 187 121 79 119 103

【図表7】 基金残高の推移

(注1) 市債管理基金は、将来の公債費の償還財源となるため、基金残高から除いています。

61

H18

30

H19

H20

30

19

H22

23.

16

H21

21

24

H26

21

18

H23

76

H17

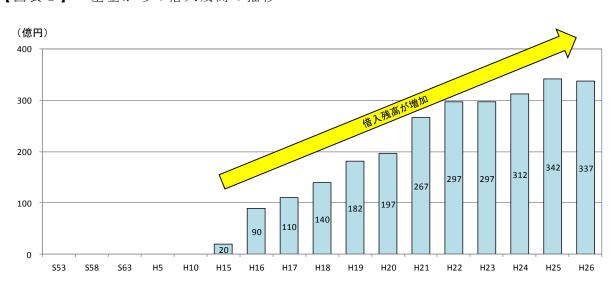
(注2) 一般会計が基金から借入れている額は、基金残高から除いています。

H16

34

H15

H10



【図表8】 基金からの借入残高の推移

※1 財政調整基金 年度間の財源の不均衡を調整するための基金。

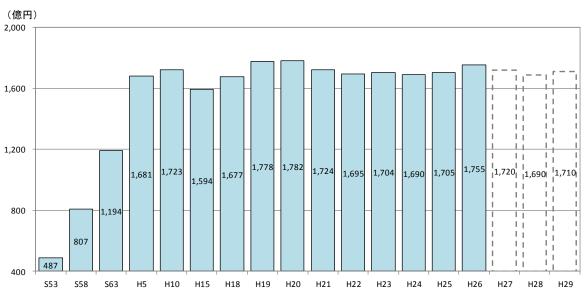
2 大きな伸びを見込めない市税収入

市税収入は、税源移譲に伴い平成 19 年度に伸び、平成 20 年度にピークとなりましたが、 その後は急激な景気の悪化に伴い減収基調となりました。 (図表 9 参照)

平成 26 年度以降は、景気の回復などにより増収が期待される一方で、税制改正の影響などにより、大きな伸びを見込めない状況です。

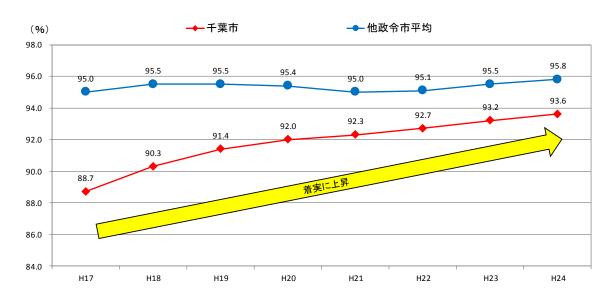
なお、本市の市税徴収率は他政令市を下回っていましたが、様々な徴収対策に取り組んできたことにより着実に上昇し、他政令市に近づいています。(図表10参照)

【図表9】 市税収入の推移



(注)地方消費税交付金は、市税に含まれません。また、消費税率の引上げ分は、社会保障経費に充てることとされています。

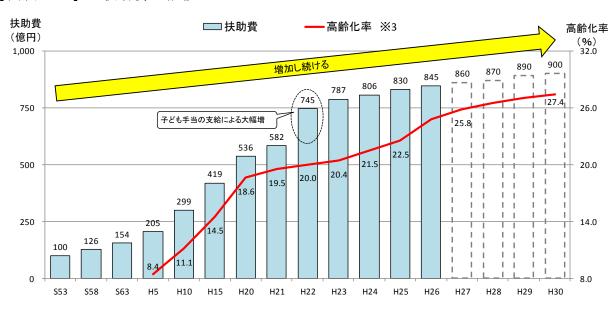
【図表10】 市税徴収率の推移



3 増加し続ける扶助費※1

超高齢社会**² への移行や長引く景気低迷などに伴い、生活保護費や障害福祉費をはじめとする扶助費は増加し続けており、今後も社会構造の変化や高齢者人口の伸びなどにより、増加していくものと見込まれます。(図表11参照)

【図表11】 扶助費の推移



(注)高齢化率について、S63以前のデータが存しないため非掲載としています。

^{※1} 扶助費 社会保障制度の一環として地方公共団体が法令に基づいて支給する生活保護費などのほか、地方公共団体が単独 で行っている各種扶助に係る経費。

^{※2} 超高齢社会 人口に占める65歳以上人口の割合が21%を超えている社会。

^{※3} 高齢化率 人口に占める65歳以上人口の割合。

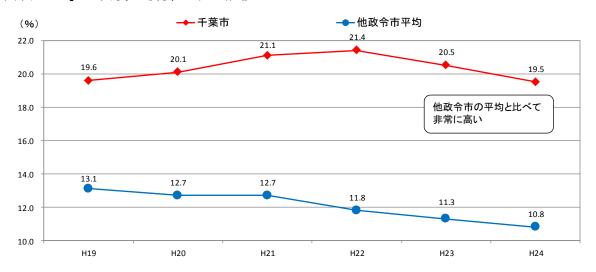
4 政令市ワーストの財政健全化判断比率※1

前述のとおり、都市基盤整備のための多額の市債発行などにより、健全化判断比率のうち実質公債費比率^{**2}と将来負担比率^{**3}は、他政令市と比較して非常に高く(図表12~14参照)、今後も更なる債務残高の抑制に努める必要があります。

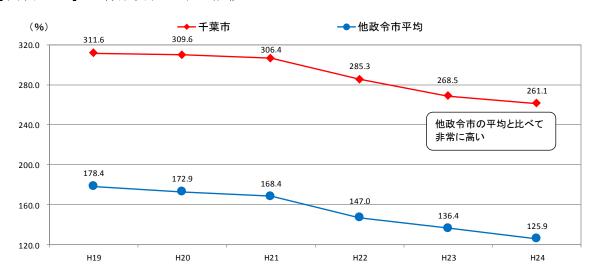
また、国民健康保険事業の赤字の累増に伴い、平成 21 年度から連結実質赤字比率^{*4} が発生し、平成 24 年度は政令市の中では本市のみ発生しています。

なお、健全化判断比率のうち、実質赤字比率*5は発生していません。

【図表12】 実質公債費比率の推移



【図表13】 将来負担比率の推移



※1 健全化判断比率 地方公共団体の財政の健全度を示す「実質公債費比率」「将来負担比率」「連結実質赤字比率」「実質赤字比率」の 4 指標をいう。財政健全化法に定められている指標で、4 指標とも数値が高いほど財政状況は悪いとされる。

※2 実質公債費比率 地方公共団体が借金返済に充てている額が、標準的な収入に対してどの位の割合を占めているかを示す。 ※3 将来負担比率 公社や第三セクターなども加えた連結ベースで、地方公共団体が将来的に負担する可能性のある借金の総額が、1年間の標準的な収入に対してどの位の割合を占めているかを示す。

※4 連結実質赤字比率 公営事業を含む全会計の赤字額の合計が、標準的な収入に対してどの位の割合を占めているかを示す。※5 実質赤字比率 病院や下水道といった公営事業会計を除く全ての会計の赤字額の合計が、標準的な収入に対してどの位の割合を占めているかを示す。

【図表14】 健全化判断比率の状況(H24決算)

(%)

区分	千葉市	政令市中順位	他政令市平均	早期健全化基準	財政再生基準
実質公債費比率	19.5	20位/20市	10.8	25.0	35.0
将来負担比率	261.1	20位/20市	125.9	400.0	
連結実質赤字比率	2.59	20位/20市	_	16.25	30.00
実質赤字比率	_	_	_	11.25	20.00

〇早期健全化基準・財政再生基準とは?

健全化判断比率が早期健全化基準(実質公債費比率 25%など)以上になると、地方公共 団体の財政の健全化に関する法律に基づき、早期健全化団体となります。

また同比率が財政再生基準 (実質公債費比率 35%など)以上になると、財政再生団体となります。

○早期健全化団体・財政再生団体になるとどうなるか?

早期健全化団体になると、健全化判断比率の改善方策や事務事業の見直しなどを盛り込んだ財政健全化計画の策定が義務付けられます。また、財政再生団体になると、財政再生計画の策定が義務付けられます。財政健全化計画などの策定には、議会の同意が必要(財政再生計画は総務大臣の同意も必要)となり、策定後も進捗管理のため、毎年度、実施状況を議会に報告し、公表することとなります。

早期健全化団体などになると、本市のイメージダウンは避けられず、長期にわたって、 人口流出や企業誘致に悪影響が生じることが危惧されます。

(参考) 財政収支見通し

平成 26 年度予算編成時 (平成 25 年 10 月) の財政収支見通しでは、平成 26 年度から 29 年度までの 4 年間で 447 億円の収支不足が見込まれています。 (図表 1 5 参照)

第1期プランの取組みによる効果が表れているものの、今後も厳しい財政状況が続きます。

【図表15】財政収支見通し(普通会計) (H25.10月時点)

<歳 入>			(百万円)

区 分	H25	H26		H27		H28		H29	(1771)
区分	当初予算	金額	増減率	金額	増減率	金額	増減率	金額	増減率
市税	170,500	173,100	1.5	169,800	△ 1.9	170,600	0.5	171,800	0.7
譲与税・交付金	19,431	20,300	4.5	25,800	27.1	28,400	10.1	30,800	8.5
地方交付税	5,900	7,900	33.9	7,700	△ 2.5	8,000	3.9	6,400	Δ 20.0
国庫支出金	51,606	53,700	4.1	54,500	1.5	55,300	1.5	56,100	1.4
市債	40,623	42,000	3.4	41,000	△ 2.4	40,000	△ 2.4	38,000	△ 5.0
その他	74,356	65,500	Δ 11.9	66,300	1.2	66,500	0.3	65,800	Δ 1.1
計 (A)	362,416	362,500	0.0	365,100	0.7	368,800	1.0	368,900	0.0

<歳 出>

く成 田ノ									
E \	H25	H26		H27		H28		H29	
区分	当初予算	金額	増減率	金額	増減率	金額	増減率	金額	増減率
人件費	56,830	56,200	Δ 1.1	56,000	△ 0.4	53,900	△ 3.8	53,200	Δ 1.3
公債費	57,707	59,400	2.9	62,100	4.5	61,800	Δ 0.5	61,600	Δ 0.3
扶助費	82,965	84,500	1.9	86,000	1.8	87,400	1.6	88,900	1.7
投資的経費	27,934	33,900	21.4	36,500	7.7	34,500	△ 5.5	33,700	Δ 2.3
その他	136,980	137,800	0.6	138,900	0.8	140,800	1.4	142,900	1.5
計 (B)	362,416	371,800	2.6	379,500	2.1	378,400	Δ 0.3	380,300	0.5

収支差(A-B) 0 △ 9,300 △ 14,400 △ 9,600 △ 11,40

H26~29合計

△ 44,700

財政収支見通しの主な前提条件・推計方法

- (1) 基本条件
 - ○H25.10 月における税財政制度を前提として推計
- (2) 歳入
 - ○市税は経済成長率や税制改正などを考慮して推計
 - ○消費税率の引上げによる地方消費税交付金の増収を反映 (H26.4月~ 8%、H27.10月~ 10%に引き上がるものとして推計)
 - ○市債は第1期プランに基づき建設事業債発行額を190億円/年として推計
- (3) 歳出
 - ○人件費は H27.3 月までの給与削減を反映
 - ○公債費は既往債及び建設事業債 190 億円/年を含む新規発行債の償還額
 - ○扶助費は現行制度を基に人口の伸び率などを考慮して推計
 - ○市債管理基金からの借入金は 20 億円/年を償還するものとして推計

四 財政健全化の対策(取組項目と数値目標)

主要目標

本市の財政運営や財政健全化に向けて大きな影響を与える次の 4 項目の合計額を「主要債務総額」とし、計画期間内に大幅な削減を目指します。

- ·建設事業債等^{※1}残高(普通会計)
- ・債務負担行為支出予定額 (普通会計・建設事業分)
- 基金借入金残高
- 国民健康保険事業累積赤字額

<数値目標>

〇 主要債務総額の削減

市民 1 人あたりの主要債務総額を平成 29 年度に 54 万円 (※)、市全体で 5,200 億円程度まで削減します。(市全体で 1,000 億円以上の削減となります。)

市全体で 5,200 億円程度

H24: 市民 1 人あたり 65 万円 市全体で 6, 262 億円

(20 政令市中 16 位)

H29: 市民 1 人あたり 54 万円程度

 \downarrow

(△11万円程度) (△1,000億円程度)

※ 主要債務総額 54 万円は、平成 24 年度における他政令市の平均並みです。

【図表16】 主要債務総額の推移



※1 建設事業債等 国の地方財政対策に応じて発行する臨時財政対策債及び過去に発行した減税補てん債・臨時税収補て ん債・減収補てん債を除いた市債。

【図表17】 主要債務総額の見込み

		H24
建設事業債等残高	Α	5,419
債務負担行為支出予定額(建設事業分)	В	415
基金借入金残高	С	312
国民健康保険事業累積赤字額	D	116
主要債務総額	E=A+B+C+D	6,262

4,647	△ 772
139	△ 276
277	△ 35
106	Δ 10
5,169	△ 1,093
\downarrow	<u> </u>
約 5,200	約 △1,000
(千人)	
962	(万円)

H29目標

(億円)

Δ 11

H29 - H24

住民基本台帳人口	F	958
市民1人あたり主要債務総額	G=E/F×10	65

- (注 1) 「国民健康保険事業財政健全化に向けたアクションプラン^{※1}」(平成 24 年 3 月策定、計画期間:平成 24 年度~26 年度) (以下「国保アクションプラン」という。) に基づく取組みは、実質収支不足を解消 し、一般会計からの繰入金を極力抑制するためのものであり、直ちに累積赤字を解消させるものではあ りません。
- (注 2) 各年度における「住民基本台帳人口」は年度末時点のものです。また、H25 以降は、本市で独自に行って いる人口推計における H24 からの増減数を加算したものです。

「主要目標」を達成し持続可能な都市となるために、将来に向けた財政健全化への取組み や徹底した歳入確保・歳出削減対策を実施します。

1 将来に向けた財政健全化への取組み

(1) 適正規模の市債発行と市債残高の削減

建設事業を厳選することなどにより、毎年度の市債発行額を元金償還額の範囲内に抑制し、市債残高の削減を図ります。

<数値目標>

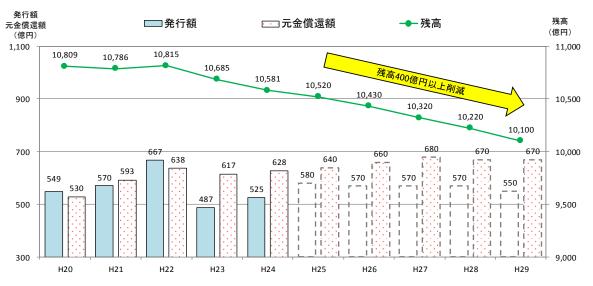
〇 適正規模の市債発行

建設事業債 (普通会計) の発行を計画期間 4 年間で 860 億円 (単年度平均 215 億円) 以内とします。

〇 市債残高の削減

市債(全会計、臨時財政対策債など建設事業債以外も含む)残高を計画期間 4年間で400億円以上削減します。(図表18参照)

【図表18】 市債の発行額・元金償還額・残高の推移(全会計)



(注1)H24以前は決算額、H25以降は推計値です。

(注2)過去に発行した市債の借換えのための市債は、発行額と元金償還額から除いています。

(2)債務負担行為設定の抑制

市債と同様、将来負担を抑制する観点から活用事業を厳選し、債務負担行為設定の抑制を図ります。

なお、平成 23 年度から都市整備公社に対する債務負担行為の設定は行わないことと しました。

(3) 基金からの借入金の返済

市の貯金にあたる基金は、計画的な財政運営を行うための貴重な財源であることから、 基金からの新たな借入れを極力抑制し、基金本来の目的を踏まえた適切な活用を行うと ともに、これまでの借入金について、基本的に毎年度 20 億円返済していきます。

<数値目標>

〇 基金からの借入金の返済

基金からの借入金を毎年度20億円返済します。

(4)健全化判断比率の改善

① 実質公債費比率及び将来負担比率

実質公債費比率は、過去に発行した市債返済の重さを表すため、現在の取組効果が直ちに表れるものではありませんが、公債費負担適正化計画に基づき適正規模の市債発行、利払い負担の軽減などに取り組むことにより、平成34年度には市債の発行に際して国の許可を必要としない18%未満となるよう努めます。(図表19参照)

また、将来負担比率についても、市債残高の削減などに取り組むことにより、比率 の低減を図ります。

<数値目標>

〇 実質公債費比率の抑制

本プランの計画期間内は 21%未満を維持します。その後は年々減少し、平成 34 年度には、市債発行に際して国の許可を必要としない 18%を下回ることを目指します。

(参考) 実質公債費比率に応じた市債発行の制度

18%以上の地方公共団体

⇒ 国の許可を要する

16%以上 18%未満の地方公共団体

⇒ 国に協議を行う

16%未満の地方公共団体(民間資金)

⇒ 国に届出を行う

〇 将来負担比率の低減

計画期間内に 200%を下回ることとします。

【図表19】 公債費負担適正化計画(H25.9月更新)における実質公債費比率の見込み



(注)H25.9月に更新したものであり、H26当初予算は反映していません。

② 連結実質赤字比率及び実質赤字比率

連結実質赤字比率は、国民健康保険事業の赤字の累増により平成 21 年度から発生していますが、「国保アクションプラン」に基づき、国民健康保険事業の収支改善に努めるとともに、一般会計の財政状況を見極めながら、できる限り比率を改善していきます。

なお、実質赤字比率については、今後も発生しないよう努めていきます。

(5)効率的な資産経営

「資産経営基本方針」(平成 24 年 1 月策定)に基づき、資産の効率的な利用や総量の縮減、長寿命化を図ります。

具体的には、公有財産台帳や固定資産台帳などのデータを一元化するとともに、資産の情報を総合的・一覧的に表示する「資産カルテ」を公表し、資産の「見える化」を図っています。

また、主要な施設について平成 25 年度から総合評価を行っており、その結果に応じて、複合化や集約化などの施設の見直しを行うとともに、継続利用する施設については、計画的保全などを図ります。

なお、平成 26 年度には「公共施設見直し方針」を策定し、施設総量の縮減や再配置など、今後を見据えた施設の見直しを推進します。

さらに、道路や下水道などについて長寿命化計画を策定し、施設の予防的な修繕及び 計画的な更新にあたって、国の補助金を有効に活用して実施するとともに、将来的な施 設の長寿命化や修繕及び更新に係る費用の縮減を図ります。

(6)情報システムの最適化

財政負担の少ないシステムへの転換を図るほか、より高度な市民サービスを提供するため、介護保険、税務、住民記録などの住民情報系システムを再構築するとともに、各部門が個別に構築してきた情報システムについて、クラウドサービス*1の活用や仮想化技術*2を使用した統合サーバへの集約を行います。

これにより、将来的には10億円を超える運用コストの削減を図ります。

(7) 財務書類の有効活用

企業会計的な手法により作成している財務書類(貸借対照表、行政コスト計算書**3など)は、市全体の資産・負債のほか減価償却費など現金の支出を伴わないコストを含む正確な行政コストの把握を可能としています。

今後は、効率的な財政運営を行うために、土木・教育など分野別の資産・負債や保育所運営費・ごみ処理費など事業別の行政コストといったより詳細な情報の把握や、その特徴・課題の分析が可能となる新たな公会計システムの導入を進めていきます。

^{※1} クラウドサービス 情報システムの機能を、ネットワークを介してサービスとして利用する仕組み。

^{※2} 仮想化技術 システムの構成を、利用者から見た機能に影響を与えずに、柔軟に変えることができる仕組み。これにより、1 台のサーバ上で、OSが異なる複数の情報システムを同時に動作させることができ、それぞれの情報システムへ効率的なシステム資源の割り当てを行うことができる。

^{※3} 行政コスト計算書 人的サービスや給付サービスなど資産形成につながらない行政サービスの提供のために、地方公共団体が 1 年間にどのような活動をしたのかについて、コスト面から把握するために作成するもの。

2 歳入確保対策

(1) 市税等の歳入確保

① 市税等の徴収対策

市税や公共料金などについて、効率的な徴収対策を全庁横断的に実施することにより適正な債権管理を推進し、財政健全化だけでなく市民負担の公平性を確保する観点からも徴収率の向上を図ります。

特に、滞納額が大きい市税、国民健康保険料、介護保険料、保育料、住宅使用料及び下水道使用料については、差押えなどの徴収対策を強化するとともに、目標を定めて徴収率の向上に取り組みます。

具体的には、市税について、新滞納管理システムを活用した効率的な滞納整理を推進することや、国民健康保険料について、国保アクションプランに定めた取組項目を着実に推進していくことにより、歳入確保に努めます。また、下水道使用料について、千葉県が徴収する上水道料金との徴収一元化により徴収率の向上を図ります。

ポイント

〇全庁横断的に効率的な徴収対策

<平成 29 年度>

〇上下水道料金の徴収一元化

<数値目標>

〇徴収率

平成29年度における市税等の目標徴収率は図表20のとおりです。

【図表20】目標徴収率と各年度における目安

			第1期	プラン							
	H21決算		H24決算	H25目標		H26目安	H27目安	H28目安	H29目標		
市税	92.3%		93.6%	94.5%		94.8%	95.3%	95.8%	96.2%		
国保	69.3%				71.6%	72.2%		74.1%	75.8%	76.0%	76.1%
介護	95.4%		96.6%	ı	\square	96.2%	96.3%	96.5%	96.7%		
保育	93.1%		94.4%	94.8%		94.9%	_	-	_		
住宅	78.1%			77.1%	83.0%		83.3%	84.3%	85.0%	85.5%	
下水道	93.9%		94.5%	95.0%		94.7%	94.9%	95.0%	95.1%		

- (注 1) 介護保険料について、H24 決算と比べて H26 目安の徴収率が減となっているのは、H24 に介護 保険料を増額改定したことにより、H24 決算の徴収率が一時的に向上したためです。
- (注 2) 保育料について、H27 以降の目安が「一」となっているのは、H27 から国の子ども・子育て支援新制度が施行され、保育料の体系や利用児童数が大幅に変更となる予定であり、現段階では設定できないためです。新制度の保育料体系が明らかになり次第設定します。

② 税源の涵養

法人関連の税収基盤を強化するため、平成 25 年度には累積投資額が 3 年以内に基準に達した場合に補助金を交付する「累積投資(マイレージ)型」の企業立地促進事業補助金を創設し、中小企業の計画的な投資を支援するなど、国内外の企業誘致を積極的に推進するとともに、インキュベート**1 施設を効果的に活用することによりベンチャー企業に対する資金・経営・人材の各種支援を強化し、創業しやすい環境を整えるなど、地域経済の活性化を促進しており、引き続き市内企業数の増加による更なる税源の涵養を図っていきます。

また、少子・超高齢化の進展や人口減少社会が到来する中で、子育て世代の維持増加は、まちの活性化による税源の涵養などに大きく影響することから、本市に住みたいと思われるよう、待機児童解消のための保育環境の整備や安心して子どもが医療を受けられる助成制度の拡充など、子育て支援策の更なる充実に努めます。

ポイント

- ○企業誘致の推進やベンチャー企業に対する支援により、法人関連の税収基盤を強化
- 〇保育環境の整備や子ども医療費助成制度の拡充により、子育て世代を維持増加し、個 人関連の税収基盤を強化

<平成26年度>

- 〇中小企業資金融資制度を拡充し、本社を移転する場合の利子補給率を優遇
- 〇子ども医療費助成制度(通院分)の対象を中学校3年生まで拡大

(2)公共料金の見直し

施設使用料などの公共料金については、受益に応じた公平で適正な負担となるよう「公共施設使用料等設定基準」などに基づき見直しを行います。

特に、長期間改定されていない料金や、無料で利用されている施設については、必要に応じて他の有料施設と同様に、受益に応じた負担となるよう有料化を図ります。

また、新たに開設する施設の使用料については、周辺の類似施設との均衡を考慮しながら適切に設定します。

ポイント

- ○受益に応じた公平で適正な負担となるよう公共料金を見直し
- 〇新たに開設する施設の使用料は、周辺の類似施設との均衡を考慮しながら設定

<平成 26 年度>

- ○国民健康保険料の改定
- 〇下水道使用料の改定
- 〇農業集落排水処理施設使用料の改定
- ○蘇我スポーツ公園第 1 多目的グラウンド利用料金の新設

(3) 市有資産の効果的な活用

「資産経営基本方針」(平成 24 年 1 月策定)に基づき、資産の効率的な利用を図った上で、余剰となった資産については売却・貸付を行います。

なお、平成 25 年度には市内小中学校の屋上を利用して、民間事業者による太陽光発電事業を開始し、再生可能エネルギーの導入推進はもとより、事業者から施設使用料を徴収することによる資産の有効活用を図っています。

ポイント

○資産の効率的な利用を図り、余剰資産は売却・貸付

<平成 26 年度>

〇統廃合により余剰となった学校跡地を売却

(4) その他の自主財源の確保

① 広告料収入の確保

刊行物や市ホームページ、公共施設などに民間事業者の広告を掲載することや、Q VCマリンフィールドのように公共施設へのネーミングライツ(命名権)を募集する ことにより、広告料収入の確保を図ります。

なお、平成 25 年度からは、広告募集情報を電子メールで事業者に配信するととも に、民間事業者のアイデアを活用し、提案者にインセンティブを与える「広告事業民 間提案制度」を新たに実施しています。

ポイント

- 〇刊行物などに民間事業者の広告を掲載
- 〇公共施設へのネーミングライツ(命名権)を募集
- 〇民間事業者のアイデアを活用した広告事業民間提案制度を開始

<平成 26 年度>

- 〇庁舎などに広告付きマット
- 〇中央コミュニティセンターに広告 懸垂幕
- 〇桜木霊園及び市斎場に広告付き総合案内板

② 寄附金の受入れ

平成 25 年度から、寄附者への謝意を示すとともに市の魅力をPRするため、寄附金額に応じて、QVCマリンフィールドでの試合観戦や動物公園・美術館など市内公共施設のチケット贈呈などの特典を設けています。

また、より多くの人に寄附への関心を高めていただくため、リーフレットを作成し、区役所や図書館、公民館などに設置するとともに、市ホームページなどにおいていただいた寄附金の使途を明確にしていきます。

今後も寄附の目的などを十分にPRすることにより、新たな寄附者や寄附のリピーターを増やし、寄附金収入の確保を図ります。

ポイント

- ○寄附金額に応じた特典を設定
 - 1年間で個人5万円以上、団体10万円以上の寄附者
 - ⇒ 公共施設のチケット、花火大会のチケット、バックヤード見学
 - 1年間で個人 100万円以上、団体 500万円以上の寄附者
 - ⇒ 上記に加えてQVCマリンフィールドの特別観覧席での試合観戦
- ○区役所などにリーフレットを設置し、寄附への関心を高める
- 〇継続して寄附を受けるためのフォローアップ

③ 債券運用の実施

市債管理基金に積み立てられた現金について、地方債を中心とする安全性が高く、より利回りの高い債券運用を実施しています。10年債による運用を基本とし、毎年度50億円程度を購入していきます。

ポイント

〇毎年度 50 億円程度の債券運用

3 歳出削減対策

(1) 事務事業の見直し

① 事務事業の見直し

既存事業の必要性・緊急性を検証し、市単独扶助費^{※1} や補助金を含む事務事業の休止や廃止、執行方法の工夫による見直しを行います。

ポイント

○事業の必要性・緊急性を検証し、事務事業の休止や廃止、見直し

<平成 26 年度>

- 〇動物公園遊園地を廃止
- 〇道路照明灯のLED化
- 〇自転車修理再生·再生品展示提供業務を廃止

② 予算編成におけるシーリング (見積制限)

経常的経費を削減するため、予算編成時にシーリング(見積制限)を設定するほか、 各局の経費削減努力に対しては、その効果額の一定割合を見積に加算する(インセン ティブ予算)など、各局主体の創意工夫により経費の節減を図ります。

ポイント

〇予算編成時にシーリング(見積制限)を設定し、経常的経費を削減

^{※1} 市単独扶助費 扶助費(P8 参照)のうち、国の補助制度にない施策や国の補助制度に上乗せする施策を市が単独で行うもの。

(2) 人件費の抑制

市民サービスが低下しないよう配慮しながらも効率的な行政を実現するため、事務事業の見直しや民間機能の活用などにより、定員を削減するとともに、新たな行政ニーズに対しては、単に職員を増やすことなく、極力、組織や職員配置の見直しにより対応します。

定員については、平成22年4月1日から26年同日までに普通会計職員250人を純減させる「定員適正化計画」を策定し、定員の更なる削減を行っており(図表21参照)、平成26年4月1日から30年同日までの4年間を計画期間とする新たな「定員適正化計画」については、平成26年度中に策定する予定です。

また、厳しい財政状況を踏まえて、平成 20 年 4 月から特別職・一般職とも給与の減額措置を継続しています。

さらに、退職手当について平成 27 年度に向けて段階的に引き下げるほか、時間外勤務についても縮減を図ることで手当を抑制します。

ポイント

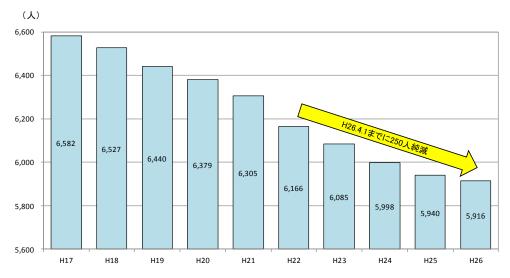
○事務事業の見直しなどにより定員を削減

<平成 26 年度>

- ○新たな定員適正化計画を策定し、更なる定員の削減
- 〇特別職・一般職とも給与の減額措置を継続
- 〇退職手当の段階的引き下げ

【図表21】 定員適正化計画(H22.4.1~H26.4.1)

計画期間内に、事業の整理合理化などにより、普通会計職員を 250 人純減



(注)職員数は、各年度4月1日の普通会計職員数であり、H25以前は実績数、H26は計画数です。

(3) 公営企業等の経営健全化

① 公営企業等の経営健全化

各会計における歳入の増加や歳出の削減により経営を健全化することで、一般会計からの繰出金を削減します。

なお、第2期プランの計画期間内における主な取組みは以下のとおりです。

ア 病院事業

「新千葉市立病院改革プラン^{※1}」(平成 24 年 2 月策定、計画期間:平成 24 年 度~26 年度)に基づき、診療分野の重点化や医療の質の向上による医業収益の拡大など、より一層の経営改革を行います。

ポイント

〇新千葉市立病院改革プランに基づく経営改革

イ 国民健康保険事業

「国保アクションプラン」に基づき、歳入確保とともに、特定健康診査・特定保健指導の受診率の向上やジェネリック医薬品の利用促進、生活習慣病の重症化予防のための訪問保健指導の実施など、医療給付費の増大の抑制に向けた取組みを行います。

ポイント

○国保アクションプランに基づく医療給付費増大の抑制

ウ 動物公園事業

「動物公園リスタート構想^{※2}」(平成 26 年 3 月策定)に基づき、老朽化した施設のリニューアルや展示方法の見直しを実施するとともに、来園者からの要望が多いライオンを新たに配置するなど、集客数の増加を図ります。

なお、構想を着実に推進していくために、動物及び動物園に精通した専門家を 新園長として外部登用し、構想の具現化に向けた体制づくりを進めます。

また、動物科学館と子ども動物園運営業務の一部を外部委託化することにより経費を削減します。

ポイント

○動物公園リスタート構想に基づく集客数の増加などによる収支改善

^{※1} 新千葉市立病院改革プラン 市民が必要とする安全・安心な医療を提供するとともに、健全な病院経営を確立し持続発展していくための基本方針を示したもの。

^{※2} 動物公園リスタート構想 市民に身近な動物園として、また、都市の活性化につながる集客観光施設として、動物公園の再生を図る構想。

工 下水道事業

「下水道事業中長期経営計画」(平成 22 年 3 月策定、計画期間:平成 22 年度 ~32 年度)に基づき、建設投資の適正化や維持管理の民間委託による管理コストの削減、徴収対策の強化による収入の確保など、引き続き経営改善に取り組みます。

ポイント

〇下水道事業中長期経営計画に基づく経営改善

② 外郭団体改革の推進

「外郭団体の組織、運営等のあり方に関する指針」(平成 24 年 11 月策定)に基づき、団体のあり方について見直します。

また、団体の経営改善などを通じて経費の削減を促すとともに、団体に対して交付する補助金の対象経費を精査することにより、市からの補助金を削減します。

ポイント

- ○「外郭団体の組織、運営等のあり方に関する指針」に基づき、外郭団体のあり方を見直し
- ○外郭団体の経営改善を促すことなどにより、市からの補助金を削減

(4) その他の歳出削減

① 生活保護費の適正化

生活保護費の増加に対処するため、ハローワークとの協働で平成 24 年 8 月に中央区に開設した自立・就労サポートセンターを順次各区に増設することなどにより、生活保護受給者の自立支援に取り組みます。

また、生活保護に至る前の生活困窮者に対する自立支援策を強化するとともに、生活保護から脱却した人が再び生活保護を受給することのないよう就労支援なども実施していきます。

さらに、電子レセプト活用によるジェネリック医薬品の更なる利用促進や、課税調査や罰則の強化による不正受給防止の徹底などにより、生活保護費の適正化を図ります。

ポイント

- 〇自立・就労サポートセンターを増設するなど、生活保護受給者の自立を支援
- 〇生活困窮者に対する自立支援策を強化
- 〇不正受給防止の徹底などにより、生活保護費を適正化

<平成 26 年度>

〇生活困窮者に対する相談などの支援を継続

② 民間機能の活用

民間の資金や経営能力、技術的能力を活用することにより市民サービスの向上と効率的な行財政運営が可能な事業について積極的にPFI^{*1}を導入することや、指定管理者制度^{*2}の活用による事業の委託化などを進めることにより、民間機能の活用を図ります。

ポイント

- OPFIの導入や指定管理者制度の活用などにより、効率的な行財政運営
- <平成 26 年度>
 - 〇こてはし学校給食センター再整備事業へのPFI導入
 - 〇民間事業者による昭和の森ユースホステル跡施設の有効活用
- <平成 27 年度>
 - 〇民間事業者が稲毛海浜公園検見川地区において活用活性化施設を整備・運営
 - 〇民間事業者が千葉中央港に旅客船ターミナル等複合施設を整備
- <平成 28 年度>
 - ○コミュニティセンターなど多数の施設の指定管理者を再指定

^{※1} PFI(Private Finance Initiative) 公共施設などの建設・維持管理などについて、民間の資金、経営能力を活用することで効率的に公共サービスを提供する手法。

^{※2} 指定管理者制度 公の施設の管理・運営を民間事業者などに委ね、そのノウハウを活用することで市民サービスの向上と管理 経費の削減を図る制度。

4 数値目標

数値目標をまとめると図表22のとおりになります。

【図表22】 数値目標

項目	数値目標	参考 (H24の状況)
主要債務総額の削減	主要債務総額をH29に <u>市民1人あたり54万円程度まで削減</u> (ム11万円程度)	65万円/人
	<u>市全体で5, 200億円程度まで削減</u> (△1, 000億円程度)	市全体で 6, 262億円

适	5正規模の市債発行	建設事業債(普通会計)発行額を計画期間 4年間で <u>860億円(単年度平均215億円)以内</u>	176億円
市債残高の削減 基金からの借入金の返済 実質公債費比率の抑制		市債(全会計)残高を 計画期間4年間で <u>400億円以上削減</u>	残高 10,581億円
		<u>毎年度20億円を返済</u>	5億円
		計画期間内は <u>21%未満を維持</u>	19. 5%
将	子来負担比率の低減	計画期間内に <u>200%未満に低減</u>	261. 1%
	市税	H29に <u>96. 2%とする</u>	93. 6%
徴	国民健康保険料	H29に <u>76.1%とする</u>	71. 6%
収	介護保険料	H29に <u>96.7%とする</u>	96. 6%
率	保育料	H26に設定	94. 4%
	住宅使用料	H29に <u>85.5%とする</u>	77. 1%
	下水道使用料	H29に <u>95.1%とする</u>	94. 5%
定	≧員の削減	H26に設定	5, 940人 (H25/4/1)

⁽注 1) 徴収率のうち「保育料」については、H27 から国の子ども・子育て支援新制度が施行され、 保育料の体系や利用児童数が大幅に変更となる予定であり、現段階では数値目標を設定し ていません。新制度の保育料体系が明らかになり次第、設定します。

⁽注 2) 「定員の削減」については、H26に策定する新たな定員適正化計画によります。

取組みによる効果

前述の取組みによる各年度の効果額の見込みは図表23のとおりです。

【図表23】 取組みによる効果額

						(百万円)
		H 26	H 27	H 28	H 29	合 計
歳.	入確保対策分 a	7, 261	1, 686	4, 677	1, 883	15, 507
	(1) 市税等の歳入確保	1, 329	601	887	788	3, 605
	(2) 公共料金の見直し	1, 156	-	-	-	1, 156
	(3) 市有資産の効果的な活用	4, 296	600	3, 300	600	8, 796
	(4) その他の自主財源の確保	480	485	490	495	1, 950
歳	出削減対策分 b	3, 259	1, 860	1, 315	1, 315	7, 749
	(1) 事務事業の見直し	1, 202	1, 100	1, 100	1, 100	4, 502
	(2) 人件費の抑制	1, 519	560	15	15	2, 109
	(3) 公営企業等の経営健全化	338	I	I	ı	338
	(4) その他の歳出削減	200	200	200	200	800
	合計 (a+b)	10, 520	3, 546	5, 992	3, 198	23, 256

(注 1)現時点において効果額の試算が困難な項目については、効果額に算入していない場合があります。 (注 2)一部の項目は公営企業会計に係る効果も含んでいます。

五 将来にわたり自立し持続可能な都市となるために

本市は、真に市民の皆様が必要とする事業を引き続き推進していくとともに、将来にわたり自立し持続可能な都市となることを目指しています。

そのためには、当面の歳入確保・歳出削減のみならず、適正規模の市債発行や市債残高の削減により実質公債費比率や将来負担比率といった健全化判断比率の低減などに努め、将来を見据えた財政運営を行っていくことが重要です。

まずは、第2期プランで掲げた主要債務総額の大幅な削減や、全会計ベースの市債残高を1兆円以下にすること、将来負担比率を200%以下にすることを目指し、財政の自立性を高めていきます。

さらに、実質公債費比率について、将来的には、市債の発行に際して国の許可を必要としない 18%を下回ることを目指して取り組むことや、連結実質赤字比率を解消することなどにより財政危機を乗り越え、安定した財政運営が可能となるよう努めていきます。

これからも全庁一丸となって、議会や市民の皆様のご理解とご協力の下、財政の健全化 に向けて取り組んでまいります。